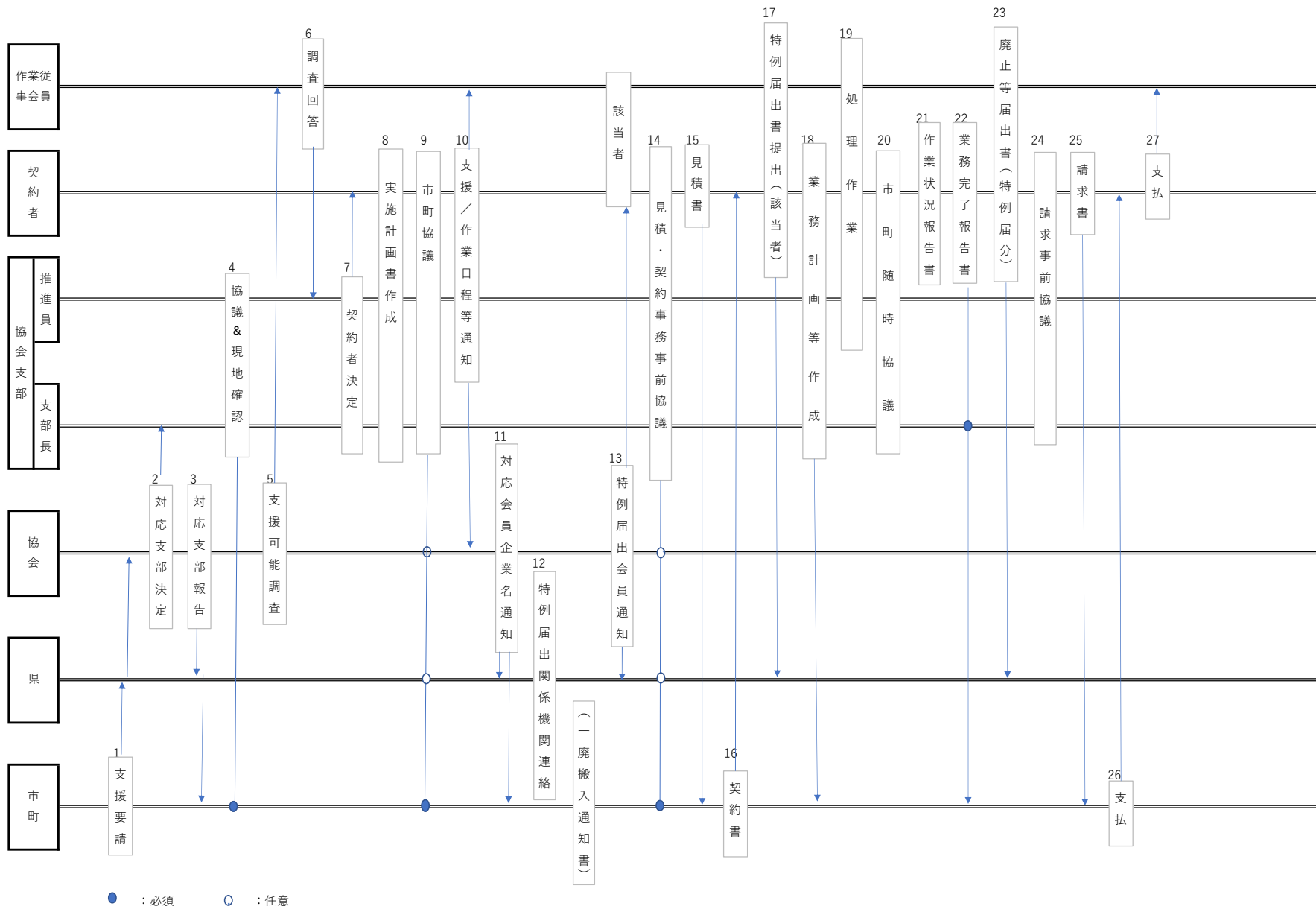


資料 2  
その他参考様式等

災害廃棄物処理対応フロー



(市町作成：記入例)

関係団体と県との協定に基づく支援要請

連絡日時:

要望元	
担当者名	
連絡先	

要請先	要請が必要な項目	要望内容	被害状況
(一社) 広島県 資源循環協会	災害廃棄物の撤去、収集運搬及び処分		
	災害廃棄物の仮置場の設置及び管理		
	前各号に伴う必要事項		
(一社) 広島県 清掃事業連合会	災害廃棄物の撤去、収集運搬		
	災害時における生活系一般廃棄物の収集運搬		
広島県環境整備 事業協同組合	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に必要な機材、物資等の提供		
	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に必要な人員の派遣		
	その他災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関し必要な事項		
広島県環境保 全事業協同組 合	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に必要な機材、物資等の提供		
	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に必要な人員の派遣		
	その他災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関し必要な事項		

(報告先) 広島県循環型社会課

メールアドレス：[kanjunkan@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:kanjunkan@pref.hiroshima.lg.jp)

F A X : 082-227-4815

電話番号 : 082-513-2958

※電子メール(またはFAX)で送付するとともに、電話により口頭で概要を伝える。

(市町作成：記入例)

関係団体と県との協定に基づく支援要請

連絡日時: ○年○月○日 ○時○分

要望元	○○市○○課
担当者名	○○
連絡先	○○○-○○○-○○○○

要請先	要請が必要な項目	要望内容	被害状況
(一社) 広島県 資源循環協会	○ 災害廃棄物の撤去, 収集運搬及び処分	・収集運搬車両(パッカー車, トラック等)及び運転手を派遣してほしい。4 台程度。 ・仮置場での管理業務を依頼したい。	半壊○棟, 床上浸水○棟, 床下浸水○棟, 災害廃棄物発生量概算 100t
	○ 災害廃棄物の仮置場の設置及び管理		
	○ 前各号に伴う必要事項		
(一社) 広島県 清掃事業連合会	災害廃棄物の撤去, 収集運搬		
	災害時における生活系一般廃棄物の収集運搬		
広島県環境整備 事業協同組合	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に必要な機材, 物資等の提供		
	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に必要な人員の派遣		
	その他災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関し必要な事項		
広島県環境保 全事業協同組 合	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に必要な機材, 物資等の提供		
	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に必要な人員の派遣		
	その他災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関し必要な事項		

(報告先) 広島県循環型社会課

メールアドレス: [kanjunksan@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:kanjunksan@pref.hiroshima.lg.jp)

F A X : 082-227-4815

電話番号 : 082-513-2958

※電子メール(またはFAX)で送付するとともに, 電話により口頭で概要を伝える。

### 支援可能調査票

対策支部長様

会員名  
住所  
TEL番号

支援協力について報告します。

報告日時	令和 年 月 日 時 分
<p>○支援協力を求める期間は、次の期間となる予定です。推進員としての経費を除き有償となります。</p> <p>令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</p> <p>○支援(可・否) 「可」の場合は、支援可能能力を記載して下さい。</p> <p>・作業内容           <input type="checkbox"/>収集   <input type="checkbox"/>運搬   <input type="checkbox"/>分別   <input type="checkbox"/>処分</p> <p>・作業可能日数       約(        )日</p> <p>・支援人員           1日平均 約(        )名       延約(        )名</p> <p>・主な資機材</p> <p>  運搬車両           種類(        ) 1日平均 約(        )台   延約(        )台</p> <p>                          種類(        ) 1日平均 約(        )台   延約(        )台</p> <p>                          種類(        ) 1日平均 約(        )台   延約(        )台</p> <p>  重    機           種類(        ) 1日平均 約(        )台   延約(        )台</p> <p>                          種類(        ) 1日平均 約(        )台   延約(        )台</p> <p>                          種類(        ) 1日平均 約(        )台   延約(        )台</p> <p>  その他の機材</p> <p>・協力可能日について特に指定する日があれば記入してください。</p> <p>・その他(自由に記載して下さい。)</p>	

支部長 → 会員

(協会様式2)

令和 年 月 日

一般社団法人広島県資源循環協会  
会員 様

一般社団法人広島県資源循環協会  
( ) 支部長

〇〇市(町)における災害廃棄物処理対応について

このことについては、別紙「実施計画表」のとおり決定し、災害廃棄物処理対応に当たることとしましたので、作業人員の派遣、作業資機材及び処分施設の使用についてご配慮ください。

協議内容書

対策支部名 \_\_\_\_\_

協議日時		令和 年 月 日 午前・午後 時 分～ 時 分	
相手方	市町名	職氏名	支部推進員氏名
	担当課名		
協議内容			
1 仮置場場所、廃棄物の量、作業内容等			
2 委託期間の目安			
3 処理費用の見積り 別途協議とする			
4 契約の方法 別途協議とする			
5 支払いの方法 出来高払い ・ 完了後払い			
6 その他の事項(関係車両の優先通行(監督車両、運搬車両等の通行証の手配等))			
・自由記載(図面等)			
・協議会参加者			

※着手前に確認しておきたい事項を記入する。

会長 → 市町

(協会様式4)

令和 年 月 日

市(町)長 様

一般社団法人広島県資源循環協会会長

一般廃棄物搬入通知書について

このことについては、別紙「実施計画表」のとおり決定し、災害廃棄物処理対応に当たることとしましたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イの定めるところによる通知書を作成の上、該当市町へのご提出をお願いします。

該当者名      \* \* \* \* \* (通知先：〇〇市)  
                  \* \* \* \* \* (通知先：〇〇市)  
                  \* \* \* \* \* (通知先：〇〇市)



文 書 番 号  
年 月 日

一 般 廃 棄 物 搬 入 通 知 書

〇〇市長 〇〇 〇 様

〇〇市長 〇〇 〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第9号イの定めるところにより、下記のとおり通知します。

記

処分又は再生の場所の所在地 (埋立処分を委託する場合は埋立地の所在地, 面積及び残余の埋立容量)	〇県〇市〇
受託者 (非常災害時において当該受託者が受託した一般廃棄物の処分又は再生を他人に委託して実施する場合は、当該受託者及び当該処分又は再生を委託しようとする者) の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の職・氏名	【受託者】 〇県〇市〇 株式会社〇 代表取締役 〇
処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量	木くず 〇 t
処分又は再生の方法	破碎
処分又は再生開始年月日	〇年〇月〇日
備 考	

会長 → 県

(協会様式5)

令和 年 月 日

広島県知事様  
(循環型社会課)

一般社団法人広島県資源循環協会会長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による届出書  
について

このことについては、別紙「実施計画表」のとおり決定し、災害廃棄物処理対応に当たることとしましたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による届出書の受理機関への事前周知をお願いします。

届出書該当者名 \* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*

(協会様式 6)

令和 年 月 日

一般社団法人広島県資源循環協会  
 会員 様

一般社団法人広島県資源循環協会会長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 5 の規定による届出書  
 について

この度の、災害廃棄物処理対応に当たり貴社は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 5 の規定による届出書が必要な産業廃棄物処理施設に該当しますので、別紙資料を参照の上、別紙様式により手続きを行ってください。

災害廃棄物を処理する場合の手続き関係

(1) 業許可等

他人の一般廃棄物の処理を行う者は、一般廃棄物処理に係る許可業者その他一般廃棄物の処理を業として行う者である必要があります。

但し、市町村の委託を受けて処理を行う場合は、当該許可は不要です。

(2) 施設許可等

災害廃棄物は一般廃棄物に該当するため、その処理を行うためには、施設の規模により一般廃棄物処理施設の許可等が必要ですが、既に産業廃棄物処理施設として設置されたものについては、一般廃棄物を処理する場合の特例があります。

産業施設で一廃を処理する場合の特例（廃棄物処理法第十五条の二の五）

- ・産業廃棄物処理施設の設置者は、都道府県知事（広島市、呉市、福山市の場合は各市）に届出することで、この施設で処理する産業廃棄物と同様の性状の一般廃棄物（災害ごみ）を処理することができる。

- ・届出は事前が基本、但し、非常災害時については、事後の届出で足りる。

**届出者** 市町村から委託等され、災害ごみを処理しようとする産業廃棄物処理施設設置者

- ※ (1) の許可を受けたことが分かる書類（または市町村の委託を受けたことが分かる書類）等の添付が必要

- ※ この施設で処理する産業廃棄物と同様の性状の一般廃棄物（災害ごみ）であることが分かるよう、産業廃棄物の品目上どれに該当するかについて書面（処分の委託契約書等）で整理しておくこと。

**届出先** 設置場所を管轄する県厚生環境事務所（広島市、呉市、福山市の場合は各市）

様式第21号（第2条関係）

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の届出書

年 月 日

厚生環境事務所長 様

届出者  
住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理したいので、 廃棄物の処理及び清掃  
産業廃棄物処理施設において一般廃棄物の処理を開始したので、  
に関する法律第15条の2の5 第1項 の規定により、関係書類を添えて届け出ます。  
第2項

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあっては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨)	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	
産業廃棄物処理施設に係る許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量(当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあっては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工令第7条14号イ又はハに掲げる産業廃棄物の最終処分場(水銀処理物に係るものに限る。)である場合にあっては、水銀処理物の処理量を含む。)の見込み	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則第12条の7の16第2項の場合にあっては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理開始予定日(又は開始日)	年 月 日
※事務処理欄	
備考	<p>1 ※の欄は記入しないこと。</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定による届出は、当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに提出すること。</p> <p>3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第2項の規定による届出は、非常災害のために必要な応急措置として、当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始した後、遅滞なく、提出すること。</p>

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

様式第21号（第2条関係）

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の届出書

年 月 日

厚生環境事務所長 様

届出者  
住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理したいので、  
産業廃棄物処理施設において一般廃棄物の処理を開始したので、

第1項  
に関する法律第15条の2の5  
第2項  
の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番																				
産業廃棄物処理施設の種類	廃プラスチック類の焼却施設（2号） 令第2条第1号から第4号の2まで及び第11号に掲げる廃棄物の焼却施設（5号）																				
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨)	廃プラスチック類 木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、動植物性残さ、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、感染性産業廃棄物 (上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く。)																				
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号																				
産業廃棄物処理施設の処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。))の面積及び残余の埋立容量)	<table border="0"> <tr> <td>廃プラスチック類</td> <td>〇t/日</td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td>〇t/日</td> </tr> <tr> <td>紙くず</td> <td>〇t/日</td> </tr> <tr> <td>繊維くず</td> <td>〇t/日</td> </tr> <tr> <td>ゴムくず</td> <td>〇t/日</td> </tr> <tr> <td>動植物性残さ</td> <td>〇t/日</td> </tr> <tr> <td>廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、</td> <td>〇t/日</td> </tr> <tr> <td>廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、</td> <td>〇t/日</td> </tr> <tr> <td>感染性産業廃棄物</td> <td>〇t/日</td> </tr> <tr> <td>(上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く。)</td> <td></td> </tr> </table>	廃プラスチック類	〇t/日	木くず	〇t/日	紙くず	〇t/日	繊維くず	〇t/日	ゴムくず	〇t/日	動植物性残さ	〇t/日	廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、	〇t/日	廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、	〇t/日	感染性産業廃棄物	〇t/日	(上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く。)	
廃プラスチック類	〇t/日																				
木くず	〇t/日																				
紙くず	〇t/日																				
繊維くず	〇t/日																				
ゴムくず	〇t/日																				
動植物性残さ	〇t/日																				
廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、	〇t/日																				
廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、	〇t/日																				
感染性産業廃棄物	〇t/日																				
(上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く。)																					
産業廃棄物処理施設に係る許可に付された条件	なし																				
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量(当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イ又はハに掲げる産業廃棄物の最終処分場（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあつては、水銀処理物の	<table border="0"> <tr> <td>廃プラスチック類、木くず、紙くず及び繊維くずの単品又は混合物</td> <td>〇t/日</td> </tr> </table>	廃プラスチック類、木くず、紙くず及び繊維くずの単品又は混合物	〇t/日																		
廃プラスチック類、木くず、紙くず及び繊維くずの単品又は混合物	〇t/日																				

処理量を含む。)の見込み	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第2項の場合にあつては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域	令和○年○月○日 ○○市○○町○丁目
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理開始予定日（又は開始日）	年 月 日
※事務処理欄	
備考 1 ※の欄は記入しないこと。 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定による届出は、当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに提出すること。 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第2項の規定による届出は、非常災害のために必要な応急措置として、当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始した後、遅滞なく、提出すること。	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

(協会様式7)

作業従事者記録簿 (出勤簿)

( ) 月分

作業従事場所 (仮置場名) : \_\_\_\_\_

参加企業名/従事者氏名	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計			
	曜日																																			
(例) ○○株式会社 広島 一郎	○	○		○	○		○	○	○		○				○						○	○												日		
																																			日	
																																				日
																																				日
																																				日
																																				日
																																				日
																																				日
																																				日
																																				日
																																				日
																																				日
計	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	延名	
確認者	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	

資料2-14

### 事故対応報告書

広島県資源循環協会会長様

\_\_\_\_\_ 対策支部長

事故対応状況を報告します。

報告日時	令和 年 月 日 時 分	報告書作成者	
1 発生年月日 : 令和 年 月 日 午前・午後 時 分発生			
2 発生場所 :			
3 発生時の作業内容 :			
4 被災者名 : 性別 : 男・女 年齢 : 歳			
5 被災者の所属 :			
6 被災者の症状 :			
7 救急車の手配 :			
(1) 有・無 ( 時 分通報 通報者名: )			
(2) 搬送先 ( )			
8 救急措置 : 有・無 (方法を記載)			
9 事故の概要 :			
(1) 事故形態(転落、飛来、激突など分かる範囲で記載)			
(2) 発生状況			
10 その他			

※この報告書の写しを広島県及び関係市町へ送付

支 部

発信者名	
発信日時	月 日 時 分
電話番号	
FAX番号	



産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る廃止等届出書

令和 年 月 日

広島県 様

届出者  
住所  
氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

令和 年 月 日付け 号で受理された産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の届出に係る事業の廃止等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 17 第 5 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

区 分	1 一般廃棄物の処理の事業の廃止 2 産業廃棄物処理施設の種類の変更 3 処理する産業廃棄物の種類の変更(変更後の産業廃棄物の 石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)	
内 容	新	旧
	産業廃棄物処理施設にて、一般廃棄物処理の廃止。	令和 年 月 発生 の 豪雨災害で発生した災害廃棄物 ( ) (一般廃棄物) の処理を産業廃棄物処理施設にて行う。
廃止等の理由	令和 年 月 発生 の 災害により発生した災害廃棄物 ( ) の処理が終了した為。	
備考 1 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。 2 届出は、廃止等の日から 10 日以内に提出すること。		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

**災害ごみ処理に関する留意事項**

**1 災害廃棄物を処理する場合の手続き関係**

(1) 業許可等

他人の一般廃棄物の処理を行う者は、一般廃棄物処理に係る許可業者その他一般廃棄物の処理を業として行う者である必要があります。

但し、市町村の委託を受けて処理を行う場合は、当該許可は不要です。

(2) 施設許可等

災害廃棄物は一般廃棄物に該当するため、その処理を行うためには、施設の規模により一般廃棄物処理施設の許可等が必要ですが、既に産業廃棄物処理施設として設置されたものについては、一般廃棄物の処理する場合の特例があります。

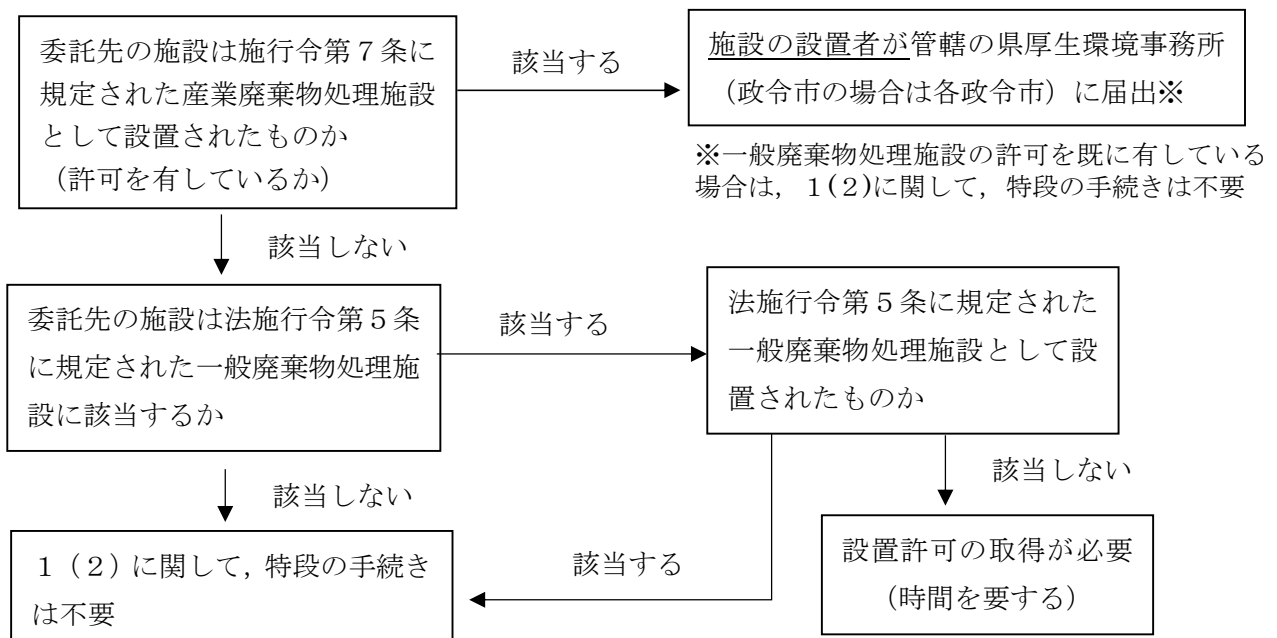
ア 産廃施設で一廃を処理する場合の特例（廃棄物処理法第十五条の二の五）

- ・産業廃棄物処理施設の設置者は、都道府県知事（広島市、呉市、福山市の場合は各市）に届出することで、この施設で処理する産業廃棄物と同様の性状の一般廃棄物（災害ごみ）を処理することができる。
- ・届出は事前が基本、但し、非常災害時については、事後の届出で足りる。

**届出者** 市町から委託等され、災害ごみを処理しようとする産業廃棄物処理施設設置者  
 ※（1）の許可を受けたことが分かる書類（または市町村の委託を受けたことが分かる書類）等の添付が必要

**届出先** 設置場所を管轄する県厚生環境事務所（広島市、呉市、福山市の場合は各市）

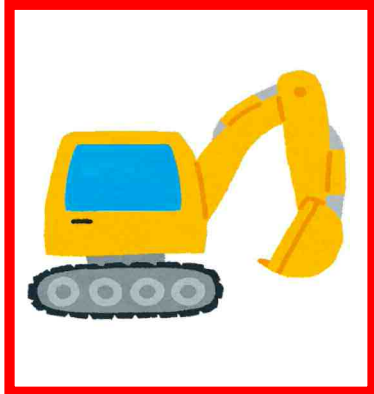
（手続きのイメージ）



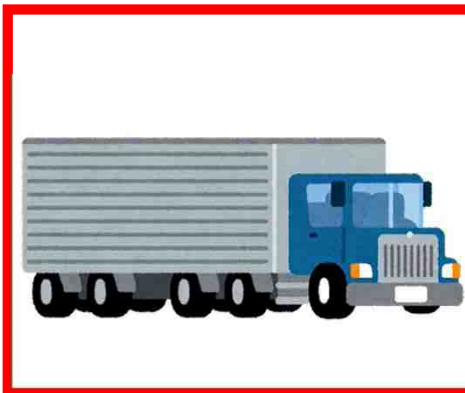
**2 搬出先市町への通知（法施行令第4条第9号イ）**

- ・一般廃棄物（災害廃棄物）を市外（町外）の施設で処理する場合は、あらかじめ、排出市町から処理先の市町に通知を行う必要があります。
- ・法定様式はありませんので、提出が必要な資料等については、処理先の市町に確認してください。（H30 災害で県が使用した様式を添付しますので、参考にしてください。）

通常の災害廃棄物



土砂混じりがれき



収集・運搬

仮置場  
(分別等含む)

搬出

再生利用・処理

令和3年時点での運用

— 諸経費の対象(土木積算も可能) — 諸経費の対象外(諸経費込みでの見積もりが必要)